災害廃棄物対策中国ブロック協議会設置規程

（目的）

第１条　災害廃棄物対策中国ブロック協議会（以下「協議会」という。）は、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、及び山口県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携等について検討することにより、災害に対する備えに資することを目的とする。

（活動内容）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

一　各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有

二　中国ブロック以外で実施又は検討されている災害廃棄物対策に関する情報の共有

三　大規模災害時の災害廃棄物対策に関する広域連携の検討

四　一から三の活動に関する調査

五　その他必要な事項

（構成員等）

第３条　協議会の構成員は、別表のとおりとする。

２　協議会には、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。

３　協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

（事務局）

第４条　協議会の事務は、中国四国地方環境事務所資源循環課において処理する。

（会議の公開）

第５条　協議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認めるときその他協議会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和５年７月２５日から施行する。

別表

機　　関　　名	役　　職
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
鳥取市 市民生活部 環境局 生活環境課	生活環境課長
米子市 市民生活部 クリーン推進課	クリーン推進課長
島根県 環境生活部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
松江市 環境エネルギー部 環境対策課	環境対策課長
出雲市 環境エネルギー部 環境施設課	環境施設課長
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
岡山市 環境局 環境部 環境事業課 岡山市 環境局 環境施設部 環境施設課	環境事業課長 環境施設課長
倉敷市 環境リサイクル局 リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	一般廃棄物対策課長
広島県 環境県民局 循環型社会課	循環型社会課長
広島市 環境局 環境政策課	環境政策課長
福山市 経済環境局 環境部 環境総務課	環境総務課長
呉市 環境部 環境政策課	環境政策課長
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課長
下関市 環境部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
山口市 環境部 資源循環推進課	資源循環推進課長
公益社団法人 全国産業資源循環連合会 中国地域協議会	中国地域協議会会長
独立行政法人 環境再生保全機構	岡山大学名誉教授 川本 克也
岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域	教授　藤原 健史
公益財団法人 廃棄物・３Ｒ研究財団	研究参与　高田 光康
国立研究開発法人 国立環境研究所	客員研究員　宗 清生
国土交通省 中国地方整備局 防災室	防災室長
国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	港湾空港防災・危機管理課長
環境省 中国四国地方環境事務所 資源循環課	資源循環課長